



平成 29 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ  
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 イ ン ・ ル オ  
長 兼 C E O  
(コード番号: 2160 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 代 表 執 行 役 ト ー マ ス ・ イ ー ス ト リ ン グ  
C F O  
(TEL. 03-6214-3600)

**第三者割当てによる第 40 回新株予約権  
(行使価額修正条項及び行使許可条項付) の行使許可に関するお知らせ**

当社は、平成29年5月8日に発行致しました第40回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）において、割当先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社との間で締結した第三者割当て契約に基づき、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対し、下記の通り本新株予約権の行使許可を行うことを決定しましたので、お知らせ致します。

記

(1) 新株予約権の名称	第40回新株予約権
(2) 行使許可書到達日	平成29年5月8日
(3) 今回の行使許可に基づく行使許可期間	平成29年5月9日(当日含む。)から平成29年8月1日(当日含む。)までの60取引日の期間
(4) 行使許可を行った本新株予約権の数	11,400個
(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権1個当たり1,000株とします。
(6) 本新株予約権の行使価額	行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初340円とし、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。

\* 本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成29年4月21日付で当社が公表した「第三者割当てによる第40回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上